

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 14 項に規定する産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画についての主務大臣の認定に係る認定事業適応事業者は、当該産業競争力基盤強化商品を生産するための生産用資産を新たに取得し、同法第 21 条の 35 第 2 項に基づき、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた場合には、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 42 条の 12 の 7 第 7 項又は第 10 項の規定により、当該産業競争力基盤強化商品の生産・販売量に応じた税額控除措置が適用される（戦略分野国内生産促進税制）。

戦略分野国内生産促進税制の施行に当たり、追加で整備が必要な関係省令及び関係告示については、別途、意見公募手続を実施する予定。

（※）参考：戦略分野国内生産促進税制について

- ・新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の概要

<https://www.meti.go.jp/press/2023/02/20240216001/20240216001-a.pdf>